

別紙 1

【対象地域】

東北電力株式会社サービスエリア内		
災害救助法適用対象市町村	福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町
隣接する市町村	宮城県	白石市、刈田郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亘理郡山元町
	山形県	米沢市、東置賜郡高島町
	福島県	会津若松市、いわき市、二本松市、田村市、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡昭和村、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

【特別措置の内容】

① 電気料金の支払期日延長

被災されたお客さまの2021年1月（支払期日が2月13日以降となるものに限ります。）、2月、3月分および4月の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

② 不適用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

また引込線・計量器等の取付位置の変更、臨時電灯・臨時電力の使用、を申し込まれた場合は、諸工料・臨時工事費は申し受けません。

④ 基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当

分の基本料金は、2021年8月末日まで申し受けません。

東北電力株式会社：https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1217833_2558.html

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）